

長野広域連合監査委員告示第1号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施しましたので、同条第9項及び第10項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和7年9月29日

長野広域連合監査委員 下 平 嗣
同 青 山 弘

第1 監査の対象及び期日

監査の対象及び期日は、次表のとおりである。

月 日	対 象
8月26日	事務局環境推進課
	事務局福祉課 ※老人福祉施設等運営事業特別会計全般を含む
	事務局総務課(議会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、選挙管理委員会事務局含む)
9月16日	特別養護老人ホーム矢筒荘 養護老人ホーム松寿荘、特別養護老人ホーム松寿荘

第2 監査の方法

令和6年度、令和7年度の財務に関する事務の執行が関係法令にのっとり適正かつ効果的に行われているか、また、予算の執行等が合理的かつ効果的に行われているかを主眼として、全所属を対象にあらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係職員から説明聴取を実施するとともに、監査重点項目及び監査項目を設定し、関係書類の監査を実施した。

【監査重点項目】

- 1 現金等の取扱いに関する事務
- 2 介護報酬・手数料・補助金等の収入に関する事務
- 3 老人福祉施設の利用者預り金に関する事務

【監査項目】

- 1 収入に関する事務
- 2 支出に関する事務
- 3 契約に関する事務

第3 監査の結果

財務に関する事務の執行等については、おおむね適正に執行されていたが、一部に改善を要する事例が見受けられた。

軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。改善を要する事例については、次のとおりである。

1 契約事務

(1) 総務課所管の一般会計及び長野地域ふるさと事業特別会計において、業者選定調書及び会計伝票の決裁日に記入漏れが散見された。

長野広域連合行政情報取扱規程に基づき、適正な事務処理をされたい。

【総務課】

(2) 物品購入契約において、発行日が不明確な見積書が見受けられた。

長野広域連合財務規則等に基づき、適正な事務を行われたい。

【はにしな寮】

(3) 委託契約等において、発行日が不明確な見積書が見受けられた。

長野広域連合財務規則等に基づき、適正な事務を行われたい。

【矢筒荘】

(4) 令和7年度産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託の契約書において、契約保証金免除の規定が未記載の上、契約保証金の納入も確認できなかった。また、令和7年度産業廃棄物収集運搬処理業務委託の契約書に記載されている契約保証金の免除内容(長野市契約規則に規定された契約実績)について、確認できる書類の添付が確認できなかった。

長野市契約規則等に基づき必要な事項は契約書へ記載するとともに、平成31年4月1日付事務局長通知のとおり、契約書へ「過去の実績に関する申出書」と確認書類を添付されたい。

【矢筒荘】